

短期入所療養介護重要事項説明書

令和6年4月1日改定

1. 事業の目的

指定短期入所療養介護の提供にあたって、当事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、当利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護の質の向上及び当利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 法人の概要

法人名	医療法人 湖青会（イリョウハウジン コセイカイ）
所在地	滋賀県大津市和邇高城260番地の1
代表者名	理事長 井上 徹也
電話番号	077-594-0110
FAX番号	077-594-0112
ホームページ	www.koseikai.care/

3. 事業所の概要

事業所名	医療法人湖青会 介護老人保健施設 ケアセンター志賀
所在地	滋賀県大津市和邇高城260番地の1
事業所番号	2550180067
電話番号	077-594-0110
FAX番号	077-594-0112

4. 短期入所療養介護の内容・提供場所等

内 容	入浴、排泄、食事等に関する介護、生活等に関する相談および助言、健康状態のチェック、その他利用者に必要な日常生活上の世話、送迎機能訓練、レクリエーション、理美容等を提供します。
利 用 日	毎日
提 供 場 所	滋賀県大津市和邇高城260番地の1 医療法人湖青会 介護老人保健施設 ケアセンター志賀
事業実施地域	大津市（中学校区・・・志賀、伊香立、真野、堅田、仰木、日吉）
利 用 設 備	居室（定員50名うち認知症専門棟15名）、浴室（大浴室・特別浴室）、食堂、談話室、レクリエーションルーム、機能訓練室、家族相談室、送迎車等

5. 職員体制

職種名	主な職務内容	人員数
施 設 長	施設運営の一元的管理を行う。また、施設に携わる従業員の総括管理、指揮命令等を行う。	1人
医 師	施設サービス利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	2人
薬 剤 師	医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服用指導を行う。	1人
支 援 相 談 員	利用者及びその家族からの相談に応じ、退所時の居宅介護支援事業所等との調整を図る。	1人
介護支援専門員	施設サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、同意を求める。また、必要に応じ当該計画の変更を行う。	1人
理学療法士等	リハビリテーション実施計画に基づき、利用者に対して、機能訓練を実施する。	令和 年 月 日 現在 人
管 理 栄 養 士	栄養ケア計画に基づき、利用者の栄養状態の管理を行う。	1人
看 護 職 員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行い、また施設サービス計画に基づく看護を行う。	令和 年 月 日 現在 人
介 護 職 員	施設サービス計画に基づき、他職種と協働して、介護全般を行う。	令和 年 月 日 現在 人
調 理 職 員	管理栄養士の指導・管理の下で、利用者の食事を調理する。	外部業者へ委託しています。
事 務 職 員	介護保険請求業務及びそれに付随する業務を行う。	3人

6. 利用料

(1) 短期入所療養介護費等（介護保険適用サービス）

介護保険の適用される利用者については、原則として提供した短期入所療養介護費等の利用者負担額をいただきます。利用者負担額につきましては、負担割合証に記載されている割合の金額になります。2割・3割負担の方は、1円未満の端数計算により1割の金額の2倍・3倍にはなるとは限りません。

但し、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価による基本報酬の算定区分

在宅復帰・在宅療養支援等指標等評価10項目（在宅復帰率、ベッド回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合）の各項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：90）により、下記のとおり基本報酬体系が区分されます。

当施設の指標は70以上であり在宅強化型「①超強化型」の算定要件を満たしています。

この指標は施設体制により変動することがあります。

算定要件：在宅復帰・在宅療養支援等指標：評価10項目の合計数により区分		
《在宅強化型》	《基本型》	《その他型》
① 超強化型：70から 基本報酬Ⅰ(ii)(iv)在宅強化型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	③ 加算型：40から59 基本報酬Ⅰ(i)(iii)基本型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	⑤ その他型：0から19 基本報酬Ⅳ(i)(ii)
② 在宅強化型：60から69 基本報酬Ⅰ(ii)(iv)在宅強化型	④ 基本型：20から39 基本報酬Ⅰ(i)(iii)基本型	

在宅復帰・在宅療養支援機能等指標5区分と算定要件

	① 超強化型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	② 在宅強化型	③ 加算型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	④ 基本型	⑤ その他型 (左記以外)
在宅復帰・在宅療養支援等指標 (最高値：90)	70以上	60以上	40以上	20以上	左記要件を満たさない
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	
充実したリハ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

評価項目	算定要件
退所時指導等	a：退所時指導 入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。 b：退所後の状況確認 入所者の退所後30日※以内に、その居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受け取ることにより、在宅における生活が1月※以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
リハビリテーションマネジメント	入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
地域貢献活動	地域に貢献する活動を行っていること。
充実したリハ	少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること。

※：要介護4・5については2週間

「厚生労働大臣の定める基準額」の1割・2割・3割自己負担分

*下記の金額は、地域区分（5級地 1単位10.45円）で計算されています。

《在宅強化型》 超強化型（指標70以上）は在宅復帰・在宅療養支援機能加算が加算

	介護保健施設 短期入所療養介護費Ⅰ（1日につき）					
	従来型個室Ⅰ（ii）			多床室Ⅰ（iv）		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	856円	1,712円	2,568円	943円	1,885円	2,828円
要介護2	934円	1,867円	2,800円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護3	1,002円	2,003円	3,004円	1,091円	2,182円	3,273円
要介護4	1,063円	2,126円	3,189円	1,152円	2,303円	3,455円
要介護5	1,123円	2,245円	3,367円	1,214円	2,427円	3,640円

《基本型》 加算型（指標40から59）は在宅復帰・在宅療養支援機能加算が加算

	介護保健施設 短期入所療養介護費Ⅰ（1日につき）					
	従来型個室Ⅰ（i）			多床室Ⅰ（iii）		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	787円	1,574円	2,361円	868円	1,735円	2,602円
要介護2	837円	1,674円	2,511円	920円	1,840円	2,759円
要介護3	903円	1,806円	2,709円	987円	1,973円	2,960円
要介護4	960円	1,919円	2,878円	1,042円	2,084円	3,126円
要介護5	1,015円	2,030円	3,044円	1,100円	2,199円	3,298円

《その他型》

	特別介護老人保健施設 短期入所療養介護費Ⅳ（1日につき）					
	従来型個室Ⅳ（i）			多床室Ⅳ（ii）		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	772円	1,543円	2,314円	850円	1,699円	2,549円
要介護2	820円	1,639円	2,458円	902円	1,804円	2,706円
要介護3	887円	1,773円	2,659円	967円	1,934円	2,900円
要介護4	942円	1,883円	2,825円	1,021円	2,042円	3,063円
要介護5	996円	1,992円	2,988円	1,078円	2,155円	3,232円

在宅復帰・在宅療養支援機能加算

①超強化型：在宅強化型で指標70以上の場合に算定

③加算型：基本型で指標40～59の場合に算定

1日につき 54円（1割）
107円（2割）
160円（3割）

（２）特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りショート）

本件の算定は、利用者に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置づけられた内容の、指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定費用を算定します。

また、施設区分による費用格差はありません。

	1割	2割	3割
3時間以上 4 時間未満	694円	1, 388円	2, 082円
4 時間以上 6時間未満	969円	1, 938円	2, 907円
6時間以上 8時間未満	1, 355円	2, 709円	4, 063円

【各種加算】 施設体制および利用者により、下記の加算が加わる場合があります。

夜勤職員配置加算

当事業所は、夜勤職員配置加算の基準を満たしていますので算定します。

1日につき 25円（1割）
50円（2割）
75円（3割）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

当事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士資格保有者が80%以上を満たす場合、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上満たす場合に算定します。

1日につき 23円（1割）
46円（2割）
69円（3割）

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

当事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士資格保有者が65%以上を満たす場合満たす場合に算定します。

1日につき 19円（1割）
38円（2割）
57円（3割）

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

当事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士資格保有者が50%以上、常勤職員75%以上、勤続年数7年以上、いずれかを満たす場合に算定します。

1日につき	7円（1割）
	13円（2割）
	19円（3割）

総合医学管理加算

治療管理を目的として、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を行なった場合に算定します。（10日を限度として算定。緊急時施設療養費を算定した日は算定しない）

1日につき	288円（1割）
	575円（2割）
	862円（3割）

個別リハビリテーション実施加算

個別リハビリ計画に基づいた、20分以上のリハビリを実施した場合に算定します。

1日につき	251円（1割）
	502円（2割）
	753円（3割）

認知症ケア加算

認知症の者が、認知症専門棟を利用した場合に算定します。

1日につき	80円（1割）
	159円（2割）
	239円（3割）

認知症行動・心理症状緊急対応加算

利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と、医師が判断した利用者を受入れた場合に算定します。

（医師が判断した当日又は翌日に利用開始され、7日を限度に算定します。）

1日につき	209円（1割）
	418円（2割）
	627円（3割）

認知症専門ケア加算Ⅰ

介護を必要とする認知症を占める割合が2分の1以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定人数配置し、専門的な認知症ケアを実施し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に関わる会議を定期的開催した場合に算定します。

1日につき	4円（1割）
	7円（2割）
	10円（3割）

認知症専門ケア加算Ⅱ

（Ⅰ）の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施（予定）した場合に算定します。

1日につき	5円（1割）
	9円（2割）
	13円（3割）

緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画されていなく、介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めた利用者を、受入れた場合に算定します。（7日以内を原則として、やむを得ない事情がある場合には14日以内）

1日につき	94円（1割）
	188円（2割）
	282円（3割）

若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対して受け入れた場合に算定します。

短期入所療養介護費の場合

1日につき	126円（1割）
	251円（2割）
	377円（3割）

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の場合

1日につき	63円（1割）
	126円（2割）
	189円（3割）

重度療養管理

介護度4又は介護度5の利用者で、下記の、別に厚生労働大臣の定める状態の利用者に対して、計画的な医学的管理を継続し、かつ療養上必要な処置を行なった場合に算定します。

短期入所療養介護費の場合

1日につき	126円（1割）
	251円（2割）
	377円（3割）

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の場合

1日につき	63円（1割）
	126円（2割）
	189円（3割）

尚、別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおりです。

（次のいずれかに該当する状態）

- イ. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している場合
- ハ. 中心静脈注射を実施している状態
- ニ. 人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態
- ホ. 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ. 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつストーマの処置を実施している状態
- ト. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ. 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ. 気管切開が行われている状態

送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて、送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当事業所間の送迎を行った場合に算定します。

片道につき	193円（1割）
	385円（2割）
	577円（3割）

口腔連携強化加算

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施に繋げる観点から、事業所の歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価した場合に算定します。

1月につき	53円（1割）
	105円（2割）
	157円（3割）

療養食加算

食事の提供が管理栄養士によって管理され、医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定します。

1日3食を限度とし、1食を1回単位
9円（1割）
17円（2割）
25円（3割）

緊急時治療管理

利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定します。

（1月に1回、連続する3日を限度）

1日につき 542円（1割）
1,083円（2割）
1,624円（3割）

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

（Ⅱ）の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っており、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行なった場合に算定します。

1月につき 105円（1割）
209円（2割）
314円（3割）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行なうことを評価した場合に算定します。

1月につき 11円（1割）
21円（2割）
32円（3割）

身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け、適正化のための措置が講じられない場合は基本報酬を減算されます。

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

業務継続計画未策定減算

*令和7年4月1日から適用

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算されます。

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

高齢者虐待防止措置未実施減算

施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防

止に向けた対策の充実を図る。虐待の発生又はその再発を防止するための措置、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に基本報酬を減算されます。

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る介護職員等の賃金改善に関する計画を策定し、厚生労働大臣が別に定める基準に適合しているため、下記の加算を算定します。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率7.5%×負担割合

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率7.1%×負担割合

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率5.4%×負担割合

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）

〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率4.4%×負担割合

(3) 介護保険給付対象外サービス

居住費および食費（１日につき）について

●居住費・食費（利用者負担段階別）

	利用者負担第4段階 (市民税世帯課税の方)	利用者負担第1～3段階 (市民税世帯非課税、年金収入等によって一定の預貯金以下の方)
居住費 (1日につき)	多床室 750円 従来型個室 2,730円	所得に応じた負担限度額が設定されており、基準費用額（多床室437円・従来型個室1,728円）と負担限度額の差額を特定入所者介護サービス費として保険給付されます。
食費 (1日につき)	朝食 550円 昼食 740円 夕食 800円 合計 2,090円	所得に応じた負担限度額が設定されており、基準費用額（食費1,445円）と負担限度額の差額を特定入所者介護サービス費として保険給付されます。 ※おやつ（110円）は別途必要です。

●利用者負担段階による負担額と特定入所者介護サービス費（１日につき）

利用者負担段階		利用者負担額		特定入所者介護サービス費 (保険給付)	
		食費	居住費	食費	居住費
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	2,090円 (おやつ別途)	多床室 750円 従来型個室 2,730円	0円	0円
第3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税であって、年金収入等80万円超120万円以下	1,000円 (おやつ別途)	多床室 430円	445円	多床室 7円
第3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税であって、年金収入等120万円超	1,300円 (おやつ別途)	従来型個室 1,370円	1445円	従来型個室 358円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税であって、年金収入金額（非課税年金含む）＋合計所得金額が80万円以下	600円 (おやつ別途)	多床室 430円 従来型個室 550円	845円	多床室 7円 従来型個室 1,178円
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税である高齢福祉年金受給者	300円 (おやつ別途)	多床室 0円 従来型個室 550円	1,145円	多床室 437円 従来型個室 1,178円

(4) その他介護保険適用外の料金

その他、介護保険適用外の全額自費分は、別紙料金表をご覧ください。

7. 料金の支払期日と支払方法

料金の支払期日	毎月 25 日までをお願いします。(前月のサービス提供分)
支 払 方 法	1. 口座自動振替 25日引落し、銀行休日の時は前日に引き落します。 利用者もしくは家族名義の<u>ゆうちょ銀行</u>もしくは<u>滋賀銀行</u> の口座より引落します。 2. 施設窓口での支払い 営業時間内（8：30～17：00）をお願いします。 3. 指定口座への振込 振込先 滋賀銀行 志賀町支店 預金種目 普通預金 口座番号 253669 口座名義人 医療法人 湖青会（イリョウホウジン コセイカイ）
※利用料金については、利用月の翌月15日頃に請求書を郵送又はお渡し致します。	

8. 緊急時の対応

利用者は高齢等である為、病状の悪化や急変が起こる可能性が十分に考えられます。当事業所は、利用者が当サービス利用中に、病状の悪化や急変が生じた場合、その他必要な場合は、利用者の主治医等に速やかに連絡をとる等必要な援助を行うとともに、その家族又は緊急連絡先へ連絡します。但し、やむを得ず連絡が取れない場合は、緊急搬送等の対応をします。

9. 事故発生時の対応

当事業所は、事故が発生しないよう可能な限り配慮しますが、利用者の症状（認知症等）ないし身体的能力により、事業所利用中に事故が発生した場合は、速やかに保険者及び関係各機関ならびに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策等

消防法に基づき、消防計画及び防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火用散水栓、熱・煙探知機等
- ・防災訓練 年2回実施

11. 非常災害等の発生の際の連携・協力体制について

事業所は、非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、近隣の他の事業所等と連携し、お互い協力することができる体制を構築するよう努めます。

12. 相談・苦情窓口

当事業所には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

当施設の相談窓口	ケアセンター志賀 支援相談員 担当：加納 三香子 電話 (077) 594-0110 FAX (077) 594-0112
----------	--

ご相談や苦情の受付機関として、下記の窓口があります。

大津市健康保険部介護保険課	大津市御陵町3-1 電話 (077) 528-2753
滋賀県国民健康保険団体連合会	大津市中央四丁目5-9 滋賀国保会館内 電話 (077) 510-6605 (苦情専用)
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話 (077) 567-4107

13. 利用者の人権擁護、虐待防止等のための取組み

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業員に対し、研修の機会を確保します。

14. 介護保険サービスからの暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者・従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはなりません。また、事業所の運営について、暴力団員の支配を受けません。

15. 秘密の保持

- 1 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、入職時に誓約書を提出させます。万が一、事業所職員等が本規定に反した場合は、医療法人湖青会 就業規則に基づき懲戒処分等処します。
- 2 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意をあらかじめ文章により確認いたします。

16. ハラスメント防止対策

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

17. 「身体拘束ゼロ」の取り組みについて

当事業所では、利用者の皆さまに“身体拘束をしないケアを実現しよう”という基本方針を策定し、さまざまな取り組みを進めています。

「身体拘束」、つまり“利用者の行動を制限する行為”には、次のようなものが考えられます。

1. 徘徊やベッドからの転落をしないように手足を縛る。
2. ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
3. 皮膚を掻きむしらないように、ミトン型の手袋などをつける。
4. 車イスからのズリ落ちや立ち上がりができないようにベッドで固定したり、テーブル等で挟みつける。
5. 脱衣やオムツはずしができないように、つなぎの介護服を着せる。
6. 行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に投与する。
7. 居室に鍵をかけ、閉じこめる。
8. 経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を縛る、またはミトン型の手袋などをつける。

具体例として、以上のようなことなどがあげられます。

このように身体拘束は、人権擁護という観点からも問題があるだけでなく、高齢者のQOL（生活の質）を完全に損なう危険性があります。

だからこそ、当事業所は“身体拘束をしないケア”をめざして取り組んでいます。

しかしながら、“身体拘束しないケアの実現”は、決して容易なことではありません。転倒、転落、誤嚥、誤飲等さまざまな危険（リスク）と困難がつきまといます。

そのため、当事業所は今までのケアのあり方を見直し、職員全員が強い意志をもって“身体拘束をしないケアの実現”に努力し、事故が起きないように最大限の注意を払ってまいりますが、不可抗力的に事故が起り得る確率が高くなりますので、家族の皆さまにも、この点をご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

尚、担当職員より、身体拘束に関する基本的な考え方やケアプラン、リスク等について説明させていただきます。ご不明な点がございましたら、遠慮なく何なりとお申し付け下さい。

（緊急やむを得ない場合の対応）

1. 当該利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、当施設の身体拘束マニュアルに従い「身体拘束」を行います。
2. 「身体拘束」を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件をすべて満たした状態であることを確認し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
3. 「身体拘束」を行う場合は、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得ます。
4. 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに「身体拘束」を解除します。

別紙料金表

《介護保険適用外の全額自費分》

令和7年 4月 1日改定

介護老人保健施設 ケアセンター志賀

(介護予防) 短期入所療養介護サービス

電話番号 (077) 594-0110

FAX番号 (077) 594-0112

当事業所をご利用いただきますと、下記利用料の負担が必要となりますので、ご了承ください。

介護保険適用外の自費負担額

【利用者全員に必要な利用料金】

令和7年4月1日改定 (下線部)

食 費 (日額2,090円)	朝 食 昼 食 夕 食	550円/1食 740円/1食 800円/1食
滞 在 費	多 床 室 個 室	750円/1日 2,730円/1日 (+下記個室料が加算されます)

※生活保護受給者および市民税非課税世帯の方は負担軽減があります。

【利用を選択された利用者に必要な利用料金】

おやつ (利用者により選定)	110円/1食	利用時に、「あり」「なし」から選定
個室料	770円/1日	トイレ・洗面付
理容・美容代	2,800円/1回	業者に依頼
電気器具持込み電気料	55円/1日	1機種あたりの料金
文書代	1,650円/1通	診断書・医療費控除証明書等

※お部屋にテレビをご希望の方は、1日 550円 (別途消費税) でのレンタルをご紹介します。

利用料の支払いについて

料金の支払期日	毎月25日までをお願いします。(前月のサービス提供分)
支 払 方 法	1. 口座自動振替 25日引落とし、銀行休日の時は前日に引き落します。 利用者もしくは家族名義のゆうちょ銀行もしくは滋賀銀行の口座より引落します。 2. 窓口での支払い 営業時間内(8:30~17:00)をお願いします。 3. 指定口座への振込 振込先 滋賀銀行 志賀町支店 預金種目 普通預金 口座番号 253669 口座名義人 医療法人 湖青会 (イリョウホウジン コセイカイ)
※利用料金については、利用月の翌月15日頃に請求書を郵送いたします。	

令和6年4月1日介護報酬改定および料金改定に伴う同意書

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

介護保険が適用されない利用料金について

貴施設を利用するにあたり、介護保険が適用されない①個室の利用 ②電気製品持ち込み
③テレビのレンタル ④おやつを摂取する場合は、下記の料金を支払うことに同意します。

- | | | |
|----------------------------------|-------|-------------|
| ① 個室を利用する場合 | 1日 | 700円（別途消費税） |
| ② 電気製品を持ち込みする場合 | 1日1機種 | 50円（別途消費税） |
| ③ テレビをレンタルする場合 | 1日 | 550円（別途消費税） |
| ④おやつ摂取の選択（有・無） 有の場合1日100円（別途消費税） | | |

※いずれかに○印をご記入ください。

令和 年 月 日

① 利用予定者（以下の1または2のいずれかを○で囲んでください。）

1. 代理人または成年後見人を選任しません。
2. 代理人または成年後見人を選任し、この重要事項説明を受ける権限を委任します。（下記②を選任）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

② 利用者代理人・成年後見人（選任されている場合はいずれかを○で囲んでください）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項について説明しました。

（事業者） 所 在 地 滋賀県大津市和邇高城260番地の1

事業者名 医療法人 湖青会

介護老人保健施設 ケアセンター志賀

説明者名 _____ 印 _____